

事務連絡  
平成 25 年 3 月 29 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 障害福祉関係主管課（室）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成 25 年度の指定障害者支援施設に対する  
指導監督における医師配置の取扱い等について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

指定障害者支援施設については、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 4 条において医師を配置することとされております。

指定障害者支援施設に配置される医師（以下「配置医師」という。）については、障害福祉サービス報酬により人件費を評価していることから、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日保医発第 0331002 号）により、初診料、再診料等の算定ができないものとされております（自立支援給付費との併給調整。詳細は別添資料参照）。

ただし、定員 150 名未満の知的障害者入所更生施設及び知的障害者入所授産施設は措置費の交付要綱上「嘱託医」としていたことから併給調整の対象外とし、全ての施設が新体系に円滑に移行できるよう、新体系移行の期限である平成 24 年 3 月 31 日までの間は指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る。）に移行した後も併給調整を行わない取扱いとされていたところです。

経過措置による取扱いは平成 23 年度末で終了したところですが、一部指定障害者支援施設で配置医師の契約締結が困難となることが懸念されております。

医師の配置がされていない等、指定基準を満たさない場合には、指定の更新が受けられない等の取扱いとなるところですが、各都道府県等におかれましては、個別の事情を勘案した上で、できる限り早期に配置医師を確保することを条件とした上で継続的な指導を行う等、利用者にとって一義的に不利益とならないようご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、基準省令により利用者の病状の急変等に備え、あらかじめ協力医療機関を定めておく取扱いに変更はございませんので、十分注意していただきますようお願い致します。

す。

今後、個別事例で判断の難しいケースについては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課までご相談下さい。

平成 26 年度以降の取扱いについては、障害者支援施設における配置医師の確保の状況等を把握の上、改めて連絡することと致します。

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課福祉サービス係
TEL 代表 03-5253-1111 (内線 3091)
FAX 03-3591-8914

指定障害者支援施設の配置医に関する  
初診料・再診料等の取扱いの経緯

- 旧措置費制度においては、身体障害者入所療護施設等の身体障害者を対象とした入所施設については、入所定員にかかわらず医師の配置が義務づけられており、医師の人件費（常勤又は非常勤）を措置費により評価していたため、入所している患者等に対して行った診療（特別の必要があって行う診療を除く。）については、初診料・再診料等が算定できないこととされていた（併給調整）。
- 一方、知的障害者を対象とした入所施設（知的障害者入所更生施設及び知的障害者入所授産施設）については、入所定員が 150 名以上の場合は身体障害者の入所施設と同様の取扱いとなっていたが、150 名未満の場合には、措置費の交付要綱上「嘱託の医師」としていたことから、給付調整の対象外となっており、嘱託医の算定できる診療報酬に制限は設けられていなかった。
- 平成 18 年度からの障害者自立支援法の施行により、三障害（身体・知的・精神）を一元化し、全ての施設が「障害者支援施設」に移行することとされ、人員配置基準については、医師を「必要な数」（常勤、非常勤、嘱託のいずれでも可）配置することとされた。その際、配置医については全ての障害者施設に共通して人件費を報酬で評価することとし、初診料・再診料等の算定はできないものと整理した。
- ただし、平成 18 年 9 月 30 日時点において定員 150 名未満の知的障害者入所更生施設又は知的障害者入所授産施設であった施設については、障害者自立支援法の施行前までは併給調整の対象となっていなかったことから、全ての施設が新体系に円滑に移行できるよう、平成 24 年 3 月 31 日までは経過措置として併給調整を行わない取扱いとした。（※平成 20 年 5 月 30 日保険局医療課長通知による改正後の平成 18 年 3 月 31 日保医発第 0331002 号「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」）
- 平成 23 年度末をもって新体系移行が完了したことにより、予定どおり併給調整を行わない旨の経過措置による取扱いを終了した。